

**改正法施行に向けたスケジュール
(生活保護法改正関係)**

平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日
厚生労働省社会・援護局保護課

- 平成 2 6 年 7 月 1 日の施行に向けたスケジュールは以下のとおり。

平成 2 5 年 1 2 月 6 日	・ 生活保護関係 2 法成立
平成 2 6 年 3 月上中旬 目途	・ 社会・援護局関係主管課長会議 ・ 生活保護関係全国係長会議 → 政省令案の説明、関係通知案の説明
平成 2 6 年 3 月 目途	・ 政省令の公布 ・ 関係通知の発出
平成 2 6 年 7 月 1 日	・ 施行

- 平成 2 6 年 1 月 1 日の施行（後発医薬品の使用促進、被保護者の責務規定）に向けたスケジュールは、平成 2 5 年 1 2 月末までに、

- ・ 後発医薬品の使用促進について省令を公布するとともに、
- ・ 両規定について施行通知を発出する。

- 平成 2 7 年 4 月 1 日の施行（被保護者就労支援事業）に向けたスケジュールは、生活困窮者自立支援法における自立相談支援事業の施行に向けたスケジュールに合わせて、必要な作業を進めていく。